

令和 8 年度（2026 年度） ひめじ創生奨学金返還支援制度 募集要項

(独)日本学生支援機構の奨学金の返還義務のある方が市内に定住し、播磨圏域連携中枢都市圏[※]内で働く場合に、奨学金の返還を支援します。(最大 200 万円、別途加算あり)

※ 播磨圏域連携中枢都市圏

姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、
稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町

1. 対象

申請要件

次の①～⑧全ての要件を満たす方が申請できます。

- ① 就業開始(予定)日が令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までの方
- ② (独)日本学生支援機構の奨学金（第一種・第二種）の貸与を受け、返還義務のある方
- ③ 申請年度に大学等^{※1}を卒業見込みの方、または、申請年度までに大学等を卒業の方
- ④ 令和 8 年 4 月 1 日時点で 35 歳以下の方
- ⑤ 次のア、イいずれかに該当する方（公務員を除く）
 - ア 播磨圏域連携中枢都市圏内に本店^{※2}があり、次のいずれかに該当する事業を行う法人（個人事業者を除く）に正規就業者^{※3}としての就職が内定又は就業中の方
 - ・（日本標準産業分類大分類）製造業、建設業、医療、福祉
 - ・（日本標準産業分類中分類）情報サービス業
 - ・幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園
 - ・第一次産業（農業、林業又は水産業）
 - イ 播磨圏域連携中枢都市圏内で主として第一次産業に従事する方
- ⑥ 市税及び奨学金の滞納がない方
- ⑦ 過去に奨学金の返還を支援する制度を利用しておらず、現在も利用していない方
- ⑧ 令和 3 年 4 月 1 日以降、播磨圏域連携中枢都市圏内（姫路市を除く）に住所を有しない方

※1 大学等：大学院、大学、短期大学、高等専門学校（4 年次以上のみ）、専修学校（専門課程のみ）

※2 本店：法人登記上の本店所在地 ※参考 web ページ「国税庁法人番号公表サイト」

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

※3 正規就業者：次のア～ウ全ての要件を満たす労働者

ア 申請時に内定若しくは既に就業している法人に直接雇用されていること

イ 申請時に内定若しくは既に就業している法人と期間の定めのない労働契約を締結していること

ウ 申請時に内定若しくは既に就業している法人が定める所定労働時間が通常の労働者と同じであること（就業規則等で短時間勤務が認められている場合を含む）

支援要件

申請後に、次の全ての要件に該当する場合に補助金が交付されます。(その他詳細な要件については、ひめじ創生奨学金返還支援補助金交付要綱をご確認ください。)

- ① 卒業見込みの方は大学等を卒業すること

(次ページあり)

- ② 令和9年4月1日以降に、申請時に内定若しくは既に就業している法人の播磨圏域連携中枢都市圏内にある事業所等で3年以上勤務するか、第一次産業に3年以上従事し、かつ、姫路市内に3年以上住所を有すること（令和9年度4月1日時点で両方の要件を満たしていない場合は、その両方の要件を満たした時から起算します。）
- ③ 市税及び奨学金の滞納がないこと

募集人数

80名（選考あり）

2. 補助金額

- ① 奨学金の返還残額（就業開始日時点）の2分の1（上限100万円） ※1,000円未満の端数切り捨て
- ② 加算額 次のア、イいずれかに該当する場合にはそれぞれ50万円を上限額に加算します。
- ※①と②の合計が奨学金の返還残額（就業開始日時点）の2分の1を超えないこと
- ア 市内定住者又はUターン者（出生から申請年度の4月1日までの間に姫路市に継続して3年以上住所を有していた期間がある者）
- イ 「修士」又は「博士」の学位保有者
- ③ ライフイベント補助金
- 支援要件を満たした方について、一定期間内（申請日から令和14年度末まで）にライフイベント（結婚・出産）がある場合には、各10万円の支援があります。
- ※ライフイベント補助金の申請時点まで継続して姫路市に住所を有している場合のみ。
- ①、②と③の合計が奨学金の返還残額（就業開始日時点）を超えないこと。

3. 申請から支払までの流れ

申請期限

令和8年12月11日（金）（期限厳守、郵送の場合は当日消印有効）

申請に必要な書類

- (1) ひめじ創生奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 申請要件を満たす法人で就業を開始又は第一次産業への従事を開始した日時点（就業開始日時点）での奨学金の貸与状況を確認できる書類（奨学金返還証明書、奨学金返還の口座振替（リレー口座）加入通知等）
 - (3) 在学証明書又は卒業証明書若しくは修了証明書
 - (4) 学業成績証明書
 - (5) 住民票の写し（令和3年4月1日以降の申請者本人の居住歴が分かるもの。ただし、2.②アの市内定住者又はUターン者に該当する場合は該当の居住歴が分かるものも追加すること。）
 - (6) 就業（予定）証明書（様式第2号）（就業先が作成すること。就業先に記入を依頼してください。既に雇用されている方、雇用される予定の方、いずれも提出が必要です。）
 - (7) 正規就業者として就職することが確認できる書類（既に雇用されている方は労働条件通知書、労働契約書 雇用される予定の方は内定通知書等）
 - (8) 自己PR書（様式第3号）
- ※（6）（7）については、1.⑤イの主に第一次産業に従事する方は提出不要です。
- ※（1）（6）（8）については、姫路市webページから様式のダウンロードが可能です。

<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000027663.html>

（次ページあり）

申請方法 ア、イのいずれかの方法で申請してください。

ア 申請書類等を郵送または持参により、姫路市 政策局 高等教育室へ提出

イ 姫路市オンライン手続きポータルサイトより、申請（※申請に必要な書類のうち、「住民票の写し」及び「^{こせき}戸籍の^{ふひょう}附票」については別途、原本の郵送が必要です。）

【申請・問い合わせ先】

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市 政策局 高等教育室（市役所9階）

電話：079-221-2596 Email：koutou-kyo@city.himeji.lg.jp

姫路市オンライン手続きポータルサイトURL

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/procedure/1/List>

→「ひめじ創生奨学金返還支援」と検索してください

支援対象者の決定

書類審査などによる選考を経て、対象者を決定します。結果は令和9年2月頃に書面で通知する予定です。

補助金の交付

支援要件を達成後に、支援対象者からの請求に基づき、一括（ライフイベント補助金を除く）で支援対象者に支払います。

姫路市から支払われた補助金については、支援対象者本人から（独）日本学生支援機構へ繰上償還の手続きの上、補助金全額を（独）日本学生支援機構に一括返還してください。

（独）日本学生支援機構への繰上償還の手続きは、郵送又はスカラネットから申し込みが可能です。申込受付期限は繰上償還希望月の1カ月前の振替日（原則27日）までとなります。

【注意事項】

- ・姫路市への補助金の請求と併せて繰上償還の手続きを行い、支払われた補助金は支払いを受けた年中に全額繰上償還に充当してください。
※姫路市から支払った補助金を（独）日本学生支援機構へ分割で返還した（一括で返還していない）場合や姫路市からの支払いと（独）日本学生支援機構への返還が同年中（1～12月の間）でない場合は、所得税の課税対象となります。
- ※（独）日本学生支援機構から返還期限猶予や減額返還の適用を受けている期間は繰上償還ができませんが、これらの適用期間は短縮することも可能です。詳細につきましては（独）日本学生支援機構にお問い合わせください。
- ・姫路市からの補助金の支払い通知と支払われた補助金全額を（独）日本学生支援機構に一括返還した記録は保管しておいてください。

【参考】 申請から交付までのイメージ（ライフイベント補助金を除く）

令和8年度	令和9～11年度	令和12年度
12月11日まで 申請受付	2月頃 結果 通知	定住・就業期間（3年間）
		交付請求 など
		交付

※ライフイベント補助金

令和8年度	令和9～11年度	令和12～14年度	令和15・16年度
	定住・就業期間（3年間）	交付請求 など	交付
		交付	交付請求 など
			交付
ライフイベント補助金対象期間（申請日から令和14年度末）			